

提出されたご意見および行政の考え方

『消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（案）についての意見募集について』に対するご意見および行政の考え方について

1. 提出されたご意見の概要

平成18年2月15日から3月16日にかけて消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令案に関する、意見の募集を実施したところです。

その結果、意見の募集期間において、当該省令案に対する意見は寄せられませんでした。

2. 提出されたご意見についての考え方

以上のパブリック・コメント手続の実施結果等を踏まえ、当該手続に従い、公表した内容のとおり「[消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令](#)」（[総務省令第124号](#)）が平成18年10月30日に官報に掲載され、公布されました。

3. 本件問い合わせ先

消防庁予防課（担当：松本）

電話 03-5253-7523（直通）